

第十一号議案

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区新川さくら館条例の一部を改正する条例

江戸川区新川さくら館条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改める。

第六条第四項中「減額」を「減額し、」に改める。

第九条第一号中「規定」を「規程」に改める。

第十五条第三号中「前二号に掲げるもののほか、」を「その他」に改める。

別表多目的ホールの項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表広場の項中「一、四四五円」を「一、六五七円」に、「一二、七五〇円」を「一四、六二五円」に、「一八〇円」を「三九円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表多目的ホールの項の改正規定及び付則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表広場の項の規定は、平成三十一年四月一日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の別表多目的ホールの項の規定は、平成三十一年十月一日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

公園占用料の改定を踏まえ、広場を貸切りで利用する場合の利用料金の額を改定するとともに、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、多目的ホールの利用料金の額を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。